

## 資格取得助成金交付規程

### (目的)

第1条 NPO法人我孫子市スポーツ協会（以下、当協会）は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を取得することにより、スポーツの研修を通じて、資質を高め、スポーツの普及や競技力向上に協力し、我孫子市におけるスポーツ振興と発展に寄与することを目的とする。

### (主催団体等)

第2条 主催団体及び種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 主催団体名

公益財団法人日本スポーツ協会

(2) 種類

公認スポーツ指導者養成講座

公認ジュニアスポーツ指導員養成講座

### (範囲)

第3条 講座名および負担の範囲は次のとおりとする。

(1) 公認スポーツ指導員養成講習会

共通科目・専門科目

(2) 公認ジュニアスポーツ指導員養成講座

共通科目・専門科目の受講料

(3) 受講料

前号の受講料の50%とする。

### (報告)

第4条 認定書を受領後、速やかに申請書を提出する。

### 附則

この規程は、平成25年11月27日から施行する。